

## 令和4年度 包括外部監査報告書を 包括外部監査人が市長に提出します

包括外部監査は、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的とし、地方自治法に基づき行われます。

この度、包括外部監査人が「令和4年度 包括外部監査報告書」を山中 竹春 横浜市長に提出します。

提出に際しては、包括外部監査人から市長に対して説明を行います。また、包括外部監査人と市長との意見交換も予定しています。

### 1 日時

令和5年2月16日（木） 15時から15時15分まで

### 2 場所

市庁舎8階 市長応接室

### 3 出席者

包括外部監査人：柳<sup>やなぎ</sup>原<sup>ほら</sup>匠<sup>たく</sup>巳<sup>み</sup>氏（公認会計士・税理士）

包括外部監査人補助者：神<sup>かん</sup>戸<sup>べ</sup>政<sup>まさ</sup>之<sup>ゆき</sup>氏（公認会計士）

### 4 令和4年度包括外部監査のテーマ

横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について

### 5 次第

15時00分 包括外部監査人が市長に監査報告書を提出  
包括外部監査人から内容を説明  
市長と包括外部監査人との意見交換

15時15分 終了予定

※ 取材される方は、直接、市長応接室へお越しくください。

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354

◆ 包括外部監査とは

包括外部監査制度は、地方自治法に基づき、監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的とし実施しています。政令市の長は、毎年度、議会の議決を経て包括外部監査契約を締結し、包括外部監査を受ける義務があります。

◆ 監査の報告を提出する根拠（地方自治法抜粋）

（包括外部監査人の監査）

第252条の37（第1項から第4項まで省略）

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

◆ 最近10年間に実施された包括外部監査のテーマ等

包括外部監査人 井上 光昭 氏【公認会計士】	
平成 24 年度	中小企業振興施策に関する財務事務の執行について
平成 25 年度	高齢者福祉に関する事業の財務事務の執行について
平成 26 年度	観光・創造都市戦略の推進事業に関する財務事務の執行について
包括外部監査人 沖 恒弘 氏【公認会計士】	
平成 27 年度	公有財産（不動産）の管理、運営等について
平成 28 年度	交通事業について
平成 29 年度	水道事業及び工業用水道事業について
包括外部監査人 種村 隆 氏【公認会計士】	
平成 30 年度	子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務の執行について
令和元年度	教育に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について
令和 2 年度	下水道事業の経営管理について
包括外部監査人 柳原 匠巳 氏【公認会計士・税理士】	
令和 3 年度	指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について